**佐賀県告示第300号**

令和８年９月29日付け佐賀県告示第266号で保安林の指定施業要件を変更する予定である旨告示された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を小城市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和８年11月６日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明である通知の相手方 |
|---|---|
| 小城市牛津町上砥川字平蔵良4529番２ | 片渕　克彦 |

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び小城市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）